



2023年1月20日

各位

会社名 イオン北海道株式会社
代表者名 代表取締役社長 青柳 英樹
(コード番号 7512 東証スタンダード市場・札証)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長
羽牟 秀幸
(電話番号 011-865-4120)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 当社株式の売出し (引受人の買取引受けによる売出し)

- | | | |
|--|---|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 16,100,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | イオン株式会社
株式会社北洋銀行
株式会社北海道銀行
加藤産業株式会社
株式会社北陸銀行 | 11,558,600 株
2,186,600 株
1,096,000 株
750,000 株
508,800 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2023 年 1 月 30 日 (月) から 2023 年 2 月 2 日 (木) までの間のいずれかの日 (以下、「売出価格等決定日」という。) の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値 (当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値) に 0.90~1.00 を乗じた価格 (1 円未満端数切捨て) を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。) | |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券株式会社を主幹事会社とする引受団 (以下、「引受人」と総称する。) に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の 5 営業日後の日 | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 | |
| (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 青柳英樹に一任する。 | | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 本株式売出しについては、2023年1月20日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2.を参照のこと。）

- | | |
|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 2,415,000株
なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式売出しそのものが全く行われ
ない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上
で売出価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人 | 大和証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人
の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額と
する。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大
和証券株式会社が当社株主より2,415,000株を上限として借
受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社
長 青柳英樹に一任する。 | |
| (10) 本株式売出しについては、2023年1月20日（金）に金融商品取引法による有価証券
通知書を提出している。 | |

<ご参考>

1. 売出しの目的

当社は2022年4月以降の株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しにおいてスタンダード市場を選択しておりますが、当該市場の「流通株式比率」（注）における上場維持基準を充たしていません。

こうした状況下、2021年12月27日付開示「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」に記載しているように、当社株式を保有している一部既存株主さまの株式保有比率を引き下げていただくことにより、基準達成を目指すための取組みとして、株式の売出しを実施することといたしました。

今回の株式売出しにより、投資家の皆様との建設的な対話を通じて、コーポレートガバナンス強化を図り、企業価値向上に繋げてまいります。

（注）「スタンダード市場」の上場維持基準である流通株式比率とは、本日現在株式会社東京証券取引所より公表されている新基準に基づいて計算された流通株式比率が25%以上であることをいいます。2021年4月に、株式会社東京証券取引所から「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改正事項）」の一環として「流通株式の定義見直し」及び「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備に伴う有価証券上場規程等の一部改正」が公表されており、2022年4月の新市場区分への移行にあたって、流通株式数の算定において新たに、国内の普通銀行（都市銀行や地方銀行を指し、信託銀行・信託口、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関、証券金融会社等は含まないものとされます。）、保険会社及び事業法人等（金融機関及び金融商品取引業者以外のすべての法人を指し、例えば、財団法人・学校法人等の法人も

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

含むものとされます。)の保有する株式などが除かれるものとされております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、2,415,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2023年2月21日(火)までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2023年2月21日(火)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人であるイオン株式会社及び加藤産業株式会社は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。